

消防団大規模災害警防計画

- 【地震編】【風水害編】 -

(令和4年4月修正)

岡崎市消防本部

はじめに

岡崎市消防団は、昭和 22 年の制度発足以来、地域防災の中核として、地域住民の生命、財産を守る上で重要な役割を果たしてきております。

その様な中、平成 14 年 4 月に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、平成 15 年 12 月には、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定されました。また、当市は、「平成 20 年の 8 月末豪雨」で甚大な被害を受けました。これらのことから常備消防とともに消防団の大規模災害時における防災、危機管理体制の充実強化を緊急の課題としています。

平成 27 年 3 月の岡崎市南海トラフ被害予測調査報告書の過去地震最大モデルの被害想定では、最大で震度 7、死者約 100 人、全壊、焼失棟数は 129,315 棟中約 3,900 棟にのぼるとされています。

そこで、この消防団大規模災害警防計画は、「災害に強い組織づくり」を基本理念として、愛知県が平成 24 年 11 月に策定した「大規模災害時における消防団活動指針」に沿った大規模災害に即応した消防、防災体制の基本的指針として策定するものであり、今後、予測される大災害に対して効果的な防御、救助活動が実践されることを期待するものであります。

令和 4 年 4 月 1 日

岡崎市消防本部

目 次

第1章 総 則	1
第2章 地震編	2
第1節「南海トラフ地震臨時情報型」	2
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	2
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	2
第3 警戒宣言発表時	4
第4 地震発生時	5
第2節「突発型」	7
第1 発 震	7
第2 二次的火災対策	8
第3章 風水害編	9
第1 災害対策本部の設置基準	9
第2 出動準備	9
第3 出 動	10
第4 災害対策本部の廃止と招集解除	13
第5 報 告	13
第6 局地的な大雨対策	13
第7 事前調査	14
第4章 大規模災害時の消防団活動	15
第1 参集状況の把握	15
第2 活動の優先順位の決定	15
附 則	21
参考資料1	22
参考資料2	25
参考資料3	26
参考資料4	27
参考資料5	28
参考資料6	29

第1章 総 則

本計画は、地震編と風水害編で構成し、地震編は、「南海トラフ地震臨時情報」（参考資料1）が発せられてから地震発生までの消防団の防災及び災害応急対策を定めるとともに、南海トラフ地震などの大地震が突然発生した場合（「突発性地震」）に対応できるよう策定するものである。

風水害編は、台風接近時等の警報、特別警報発令時の消防団の防災及び災害応急対策を定めるとともに、局地的な大雨を始めとする風水害対策に対応できるように策定するものである。

第2章 地震編

第1節 [南海トラフ地震臨時情報型]

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時

1 情報収集

- (1) 消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、団長に連絡する。
- (2) 連絡を受けた団長は、副団長及び部長以下の団員に今後の地震に関する情報に注意することと、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、警戒）発表時の参集及び突発的な地震の発生に備え、可能な範囲で出火防止措置、初期消火準備等の自宅の安全確認を図る旨を伝達するものとする。

2 伝達方法

消防本部から団長への伝達は、メール又は電話連絡によるものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

（この時点では、いつ地震が発生するかまだわからないため、以下の活動終了後、一旦解散し情報収集に努めること。）

1 招集

- (1) 消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を団長に連絡する。
- (2) 連絡を受けた団長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の際は団員3分の1を、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の際は団員2分の1を招集する。

なお、団長、副団長にあっては団本部に、その他の団員にあっては所属部の車庫警備室に参集するものとする。

2 伝達方法

消防本部、団長等からの伝達は、メール又は電話連絡によるものとする。

3 参集要領

- (1) 家族の避難場所の確認、自宅の出火防止措置、初期消火準備等の身の回りの安全確認を実施後に参集する。
- (2) 原則として、徒歩又は二輪車にて参集する。
- (3) 服装は原則として甲種略衣、安全帽、編上靴及び手袋とし、発災後、継続的に活動することを考慮し、タオル、水筒、懐中電灯、非常食等を携行するものとする。

4 報告要領

- (1) 参集した団員は、遅滞なく部長に報告のうえ任務に就くものとする。
- (2) 部長は参集した団員の状況を取りまとめ、遅滞なく団長に報告する。
- (3) 団長は所属団員の参集状況を取りまとめ、遅滞なく消防本部に報告する。

5 活動体制

- (1) 車両、小型動力ポンプ、その他必要資機材を点検する。
- (2) 車庫警備室等の被災防止として、転倒、落下危険のおそれのある物件等の安全措置の確認を行うものであり、確認事項は次のものとする。
 - ア 棚等の落下危険物の固定
 - イ ガラスの飛散防止
 - ウ ガス等の火気使用設備器具の点検
- (3) 無線設備を開局し、警戒宣言等の伝達に備える。

6 長期活動の生活必需品確保及び補充

警戒宣言発表後又は発災後における物資の調達が困難なことから、日頃から家庭で最低限3日分の水、食料を備蓄するように心掛ける。

また、団の活動用として、その他必要な物資の備蓄に努めるものとし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意、警戒)発表時には、車庫警備室の以下の備蓄状況の確認を行うものとする。

- (1) 燃料
- (2) 食料
- (3) 飲料水
- (4) 救急医薬品
- (5) 寝具類
- (6) その他

7 消防用資機材の整理及び車載

発災後の消火及び救助活動に必要な資機材は次に掲げるものとし、可能な範囲で消防車に増強して積載するとともに、被災後でも車庫警備室からの持ち出しが容易でかつ安全な場所へ整理しておくものとする。

- (1) 燃料(携行缶)
- (2) ホース
- (3) スコップ
- (4) 鋸
- (5) バール
- (6) 大ハンマー
- (7) 救急医薬品
- (8) その他消火及び救助活動に必要な資機材

8 消防車両等の安全確保

消防車両等は発災時に被害を受けるおそれのない安全な空地等へ移動させ、かつ横滑り等の防止措置を行う。

- (1) 各部の車両移動予定場所等は予め定めておくものとする。
- (2) 車両の横滑り防止措置は、車輪止め等により行うものとする。

9 消防車両等の燃料補充

- (1) 燃料の補充は原則として管轄消防署所で補充する。
ただし、補充困難な場合は、消防本部の指示を受けて補充すること。
- (2) 消防車には燃料携行缶を積載する。

10 広報活動

消防本部等から広報活動実施命令があった場合は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び地震発生に対する備えの再確認、今後の行動について次のとおり広報活動を行う。

- (1) 広報順路は、各部が予め定めた順路により実施する。
- (2) 広報事項（参考資料2）
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - ウ 日常生活の継続及び地震発生に備え家庭において実施すべき防災対策

第3 警戒宣言発表時

1 招集

- (1) 消防本部は、警戒宣言が発表された旨を団長に連絡する。
- (2) 連絡を受けた団長は、全団員を招集する。なお、団長、副団長にあっては団本部に、その他部長以下の団員にあっては所属部の車庫警備室に参集するものとする。

2 伝達方法

消防本部、団長等からの伝達は、メール又は電話連絡によるものとする。

3 参集要領

- (1) 家族の避難場所の確認、自宅の出火防止措置、初期消火準備等の身の回りの安全確認を実施後に参集する。
- (2) 原則として、徒歩又は二輪車にて参集する。
- (3) 服装は原則として甲種略衣、安全帽、編上靴及び手袋とし、発災後、継続的に活動することを考慮し、タオル、水筒、懐中電灯、非常食等を携行するものとする。

4 報告要領

- (1) 参集した団員は、遅滞なく部長に報告のうえ任務に就くものとする。
- (2) 部長は参集した団員の状況を取りまとめ、遅滞なく団長に報告する。
- (3) 団長は、所属団員の参集状況を取りまとめ、遅滞なく消防本部に報告する。

5 信号による伝達（地震防災信号）

警鐘又はサイレンにより伝達し、必要に応じて警鐘及びサイレンを併用する。

警鐘

..... 5 連打

サイレン

約 45 秒吹鳴、約 15 秒休止、約 45 秒吹鳴、約 15 秒休止..... 繰り返し
信号継続時間は適宜とする。

6 活 動

(1) 広報活動

警戒宣言発表、火災発生防止及び初期消火について、次のとおり広報活動を行う。

ア 広報順路は、各々が予め定めた順路により実施する。

イ 広報事項（参考資料 2）

(ア) 警戒宣言

(イ) 家庭において実施すべき防災対策

(2) 情報収集及び報告

団長は、道路の交通状況、避難状況、住民の動向等のうち、緊急に必要なと認める情報は消防本部へ報告する。

(3) 水利の確認と確保

原則として、消火栓以外の水利を確認し、使用可能状態を把握する等、水利の確保を実施する。

(4) 避難誘導、避難路の確保

避難の誘導は自主防災組織や消防支援隊とともに実施し、必要に応じて避難路の確保等を行う。

(5) 出動体制

平常時の出動体制

第 4 地震発生時

1 活動方針

消防団が行う災害応急対策は、市民の生命、身体的安全確保を基本とし、具体的には次の 4 点を重点事項として活動するものとする。

(1) 情報収集、発信

- (2) 避難誘導、広報
- (3) 火災の早期鎮圧と拡大防止
- (4) 人命の救助救出

2 活動体制

消防団が行う災害応急活動は、原則として消防本部の指揮下に入るものとする。

3 情報収集と伝達

各部長は、管轄区域の火災、その他の災害の発生、推移等の情報を積極的に収集し、消防活動を要する災害は無線又は伝令により、消防本部又は管轄署所に伝達する。

4 実施細目及び留意事項

- (1) 震災時には、同時多発火災の発生が想定されるので、消防本部からの指令、指示事項等を的確に掌握し、消防署隊と一体的、効果的な消防活動にあたるものとする。
ただし、消防署隊が転戦した場合は火災現場の事後処理を自主防災組織や消防支援隊と共に行う。
- (2) 火災の早期発見に努め、火災を発見した時は消防本部又は団長に報告し、その指示を受けるものとする。
ただし、緊急を要するときは、部長の判断により消火活動を行うものとする。
- (3) 家屋倒壊等による人命救助事故を発見した時は、消防本部又は団長に報告し、その指示を受けるものとする。
ただし、緊急を要するときは部長の判断により、救出活動を行うものとする。
- (4) 火災防御にあたっては、状況を十分把握し、延焼拡大地域、危険区域等を優先して防御にあたる。
- (5) 火災が拡大し、延焼阻止線設定の必要性が生じた場合は、消防本部又は消防署隊の指示に従い、転戦し火災防御にあたる。
- (6) 飛火火災が発生するおそれのある場合は、消防本部又は消防署隊の指示に従い、車載拡声器又は団員が自主防災組織や消防支援隊を活用し、巡回等により住民に対し、飛火の警戒と即時鎮圧を実施させる。
特に防御を行っている場合は、飛火によって背後へ延焼突破されることのないよう配慮する。

5 安全管理

消防団活動は、災害活動の任務遂行と隊員の安全管理という二つの要素を同時に満足させなければならない。

このことから、各団員は、安全管理の基本は自己であることを認識するとともに単独行動は行わないものとする。また、団長、副団長及び部長は、団員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

6 心のケア

大規模災害が発生した場合、長時間にわたる活動や凄惨な災害などにより、精神的に相当なストレスを受ける。このことから、団員の体調管理に十分注意するとともに、大規模災害時には、団員も被災者であり、家族への心配や疲労等で精神的に不安定になりがちなので、仲間同士で気遣い、声を掛け合い、励ましあってお互いにアフターケアに心がける。

第5 二次的災害対策

1 出火防止等の広報（二次的活動）

災害後の漏電、ガス漏れや復旧工事等による通電、ガス供給により二次的に発生する火災防止等の広報を、車載拡声器を活用し消防署隊と協力し可能な限り行う。

2 補給水利対策

- (1) 二次的災害に対応するため、使用した貯水施設へ可能な限り補水する。
- (2) 使用した貯水施設の補水は、必要により自主防災組織に依頼する。

第2節 [突発型]

第1 発 震

1 招 集

地震による被害が発生したことを覚知した場合、「自分の身は自分で守る」という基本から、自分自身の安全を確保し、家族、職場の同僚の安否確認を行ったのち、団長及び副団長は団本部、部長以下の団員は所属する車庫警備室に直ちに参集し所定の任務に就くものとする。

2 実施細目及び留意事項

- (1) 原則として、所属する車庫警備室に参集しなければならない。ただし、在勤又は外出中に発災し、橋梁の落下、崖崩れ等により、所属する車庫警備室に参集する事が不可能となった場合は、最寄りの車庫警備室に参集するものとする。
- (2) 災害が激甚で、所属する部の車庫警備室又は最寄りの車庫警備室に参集が初期において困難な場合は、団員の居住地の周辺で自主防災組織等と共に活動し、事後できる限り速やかに参集するものとする。

- (3) 参集途上において、火災の発生又は多数の人身事故に遭遇したときは、自主防災組織等を活用して初期消火又は救助活動を行うものとする。
- (4) その他の実施事項は、前記第1節「南海トラフ地震臨時情報型」第4項地震発生時に準ずる。

第2 二次的火災対策

前記第1節「南海トラフ地震臨時情報型」第5項 二次的火災対策に準ずる。

第3章 風水害編

第1 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次に掲げる場合に設置する。

- 1 次の警報の一以上が市に発表されたとき。
 - (1) 大雨警報
 - (2) 暴風警報
 - (3) 洪水警報
 - (4) 暴風雪警報
- 2 矢作川洪水警報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表されたとき。
- 3 矢作川避難計画が発動したとき。
- 4 その他大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。

第2 出動準備

- 1 車庫警備室等の被災防止として、飛散、浸水のおそれのある物件等の安全措置の確認を行うとともに、車両、小型動力ポンプ、その他必要資機材を点検する。
- 2 防災ラジオ及び無線設備を開局し、情報収集、命令等の伝達に備える。災害連絡等については、電話によるほか、消防無線の有効的な活用を図り、被害地域と災害対策本部又は消防本部との情報連絡が直ちにできるよう通信体制を確保しておくものとする。
- 3 風水害発生後に必要な資機材は次に掲げるものとし、可能な範囲で消防車に増強して積載するとともに、被災後でも車庫警備室からの持ち出しが容易でかつ安全な場所へ整理しておくものとする。
 - (1) 燃料（携行缶）
 - (2) 発動発電機
 - (3) コードリール
 - (4) 投光器
 - (5) 水中ポンプ
 - (6) 水中ポンプ用ホース
 - (7) パール
 - (8) 大ハンマー
 - (9) 鋸

- (10) 救急医薬品
- (11) その他必要な資機材

第3 出 動

団員の出動は、原則として消防本部からの指令により出動するものとし、服装は、甲種略衣、安全帽、手袋、編上靴又は長靴で災害状況に応じ合羽及び救命胴衣を着用するものとする。

また、長期間継続して活動するために必要なタオル、着替え、水筒、懐中電灯、非常食等を携行するものとする。

なお、出動後は、消防本部と密接な連絡を図るものとする。

1 災害発生による出動

堤防の決壊、溢水、崖崩れ等の災害が発生したとき。

2 河川水位による出動

矢作川、乙川及び広田川の水位上昇状況により、土木建設部河川課から消防本部に出動要請が入り、消防本部から管轄の消防団長へメール又は電話連絡するものとする。

なお、出動時は救命胴衣を着用し、堤防等の巡視、警戒、広報活動等を行い、必要に応じ消防本部へ報告する。

3 矢作川避難計画による出動

(1) 矢作川避難計画発動時には、消防本部から管轄の消防団長へメール又は電話で連絡する。

(2) 矢作川避難計画に基づく、早期避難開始時には、消防本部から管轄の消防団長へメール又は電話で連絡し、連絡を受けた団長は、団員2分の1を招集する。

(3) 参集した団員は、避難情報の広報、避難誘導及び災害時避難行動要支援者の避難の介助を行うものとする。

(4) その他、可能な範囲で浸水想定区域外に所在する公民館の避難所や、車中泊避難所等の開放及び運営の補助を行うものとする。

4 参集報告要領

(1) 参集した団員は、遅滞なく部長に報告のうえ任務に就くものとする。

(2) 部長は参集した団員の状況を取りまとめ、遅滞なく団長に報告する。

(3) 団長は所属団員の参集状況を取りまとめ、遅滞なく消防本部に報告する。

5 管内監視警戒出動

台風接近に伴い、その進路にあたる様な場合の堤防の破損、山崖崩れ、浸水、建物、樹木の倒壊等による被害が予想される場合の出動であり、必要に

応じて堤防の決壊、溢水、崖崩れ等の注意箇所に警戒員を配置し、災害の早期発見に努める。異常を発見したときは、おおむね次の事項について消防本部へ報告するものとする。

- (1) 河川、ため池の水位及び状況
- (2) 道路、橋りょう等の被害及び状況
- (3) その他、災害活動上必要と認められる事項

6 避難情報に関するガイドライン

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<p>発令される状況: 災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生、切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<p>発令される状況: 災害のおそれ高い 居住者等がとるべき行動: 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<p>発令される状況: 災害のおそれあり 居住者等がとるべき行動: 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人並びにその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>発表される状況: 気象状況悪化 居住者等がとるべき行動: 自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅、施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認、注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>発表される状況: 今後気象状況悪化のおそれ 居住者がとるべき行動: 災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>

7 警戒レベル3の広報出動

災害対策本部又は消防本部から高齢者等避難(警戒レベル3)の広報命令が発せられた場合は、消防車両の車両拡声器等により広報を行うものとする。(参考資料3、4)

8 警戒レベル4及び5の広報出動

災害対策本部又は消防本部から避難指示の広報命令が発せられた場合は、次に掲げる方法により実施するものとする。また、避難は、悪条件下において実施することが常であるので現時点での事象等を的確に把握し、経路の安全性を配慮し、二次的災害の防止に万全を期さなければならない。

(1) 信号による伝達(水防信号)

打鐘信号又はサイレン信号により伝達し、必要に応じて打鐘信号とサイレン信号を併用する。

打鐘(避難信号)

..... 5連打

サイレン信号

3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴、2秒休止、3秒吹鳴・・・繰り返し
信号継続時間は適宜とする。

(2) 消防車両による伝達

住民に対し、車載拡声器等により避難指示の広報を行う。(参考資料3、4)

9 避難誘導

(1) 誘導要領

避難誘導は、災害対策本部又は消防本部の指示に基づき自主防災組織、消防支援隊とともに実施する。避難誘導は、ガイドロープ等を使用するなど安全策を講ずるものとする。道路冠水等で移動できない緊急時は、自宅の上階やコンクリートの建物の上階に避難させ、屋外にあっては、高台に避難させる。

(2) 誘導の優先

高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等の要配慮者を優先し、一般人を次順序として避難させるものとし、また、病院の入院患者、施設等の収容者等については、関係者と協力し、細心の注意を配り安全に避難を図るものとする。

(3) 避難経路

避難経路は、災害の状況及び推移と当該地域の実情に応じ、最も安全な経路をとるとともに、要所にロープ張り等を行い、誘導員を配置し事故防止に努めること。

特に夜間は、照明を確保し浸水地域等には必要に応じてロープ等の資材を配置して万全を図るものとする。

10 緊急出動

住民からの情報により河川、ため池の水位が急速に上昇するおそれがあると予測される状況下にあつては、団長の指示により出動し、必要により地域住民に対して避難を促すものとする。消防本部とは、事後報告等、密接な連絡を図るものとする。

11 安全管理

前記第1節 「南海トラフ地震臨時情報型」第4項 地震発生時第5号 安全管理の例による。

12 心のケア

前記第1節 「南海トラフ地震臨時情報型」第4項 地震発生時第6号 心のケアの例による。

第4 災害対策本部の廃止と招集解除

1 廃止基準

災害対策本部は、災害対策本部長が次の事項を認めたとき廃止する。

- (1) 市の地域に災害発生のおそれが解消した場合
- (2) 災害応急対策がおおむね完了した場合

2 招集解除

原則として、災害対策本部の廃止をもって団員の招集を解除するものとするが、招集解除の延期又は配備体制の縮小もあり得るので、消防本部の指示命令に従うものとする。

3 報告

団長は、解除時点での管内状況等を消防本部に連絡後、団員を解散させるものとする。

第5 報告

団長は、後日、消防本部に次に掲げる報告書を提出するものとする。

1 出動報告書（参考資料5）

2 活動内容報告書（参考資料6）

活動内容報告書にあつては、内容を満足していれば、様式は問わないものとする。

第6 局地的な大雨対策

1 避難

局地的大雨時には、極めて短時間で避難行動をとる必要があるため避難

準備情報を広報する余裕がないことが想定される。従って、当該状況下においては、人命を優先し、近くの高台、近隣マンションの上階等、浸水被害の発生しない安全な場所を「緊急待避所」として緊急退避行動をとり、その後必要に応じて風水害避難所へ避難させる。

2 情報収集及び報告

団長は、道路の交通状況、避難状況、住民の動向等のうち、緊急に必要と認める情報は、消防本部へ報告する。

第7 事前調査

台風、集中豪雨等の異常気象状況によって災害の発生が予測される危険箇所等については、事前に調査しておくものとする。調査は災害危険箇所の現状確認と被害を受ける恐れのある範囲の状況、応急処置方法等について実態を把握すること。

1 土石流危険流域、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり危険箇所について

マップあいち、岡崎市全戸に配布済みの「岡崎市防災ガイドブック」に示すとおりの地域で岡崎市ホームページ又は岡崎市防災ポータルからも閲覧が可能。

2 浸水危険箇所について

過去に床上浸水等の被害のあった箇所で「岡崎市防災ガイドブック」中の“岡崎市の浸水実績”及び“平成20年8月末豪雨”の浸水実績”で示す地域で「岡崎市水害対応ガイドブック」にも掲載しており、岡崎市ホームページからも閲覧が可能。

浸水実績は、当時の住宅がある箇所について示したものであり、現状の浸水箇所とは異なる場合もあります。

3 河川重要水防箇所、ため池注意箇所、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区について

岡崎市地域防災計画付属資料を参照とし、岡崎市ホームページから閲覧が可能。

第4章 大規模災害時の消防団活動

第1 参集状況の把握

大規模災害発生直後には、勤務先及び家族の安全を確認する必要から団活動に即時に従事できる消防団員を把握することが重要である。

そのため、図1「消防団員の災害直後の参集フローチャート」に示すとおり消防本部、消防団本部はできる限り参集の可否など団員の参集状況の把握に努める。

団員の参集予定を把握した上で、参集人員を予想し、参集状況の悪い地域への応援体制を整える。

第2 活動の優先順位の決定

大規模災害時の消防団活動は、図2「初動活動フローチャート」に示すとおり参集途上の情報や消防本部からの情報及び地域に発生している災害を把握し、初動時は、表1「大規模災害時に想定される岡崎市内の主な活動(例)(初動から3日間)」中の「安全管理に配慮した活動人員」を参考とし、消防団が携わるべき活動の優先順位を決定する。

4日目以降は、表2「大規模災害時に想定される岡崎市内の主な活動(例)」を参考とし、消防本部と連絡をとりながら他組織と連携を図り、活動を継続的に実施する。

図 1

消防団員の災害直後の参集フローチャート

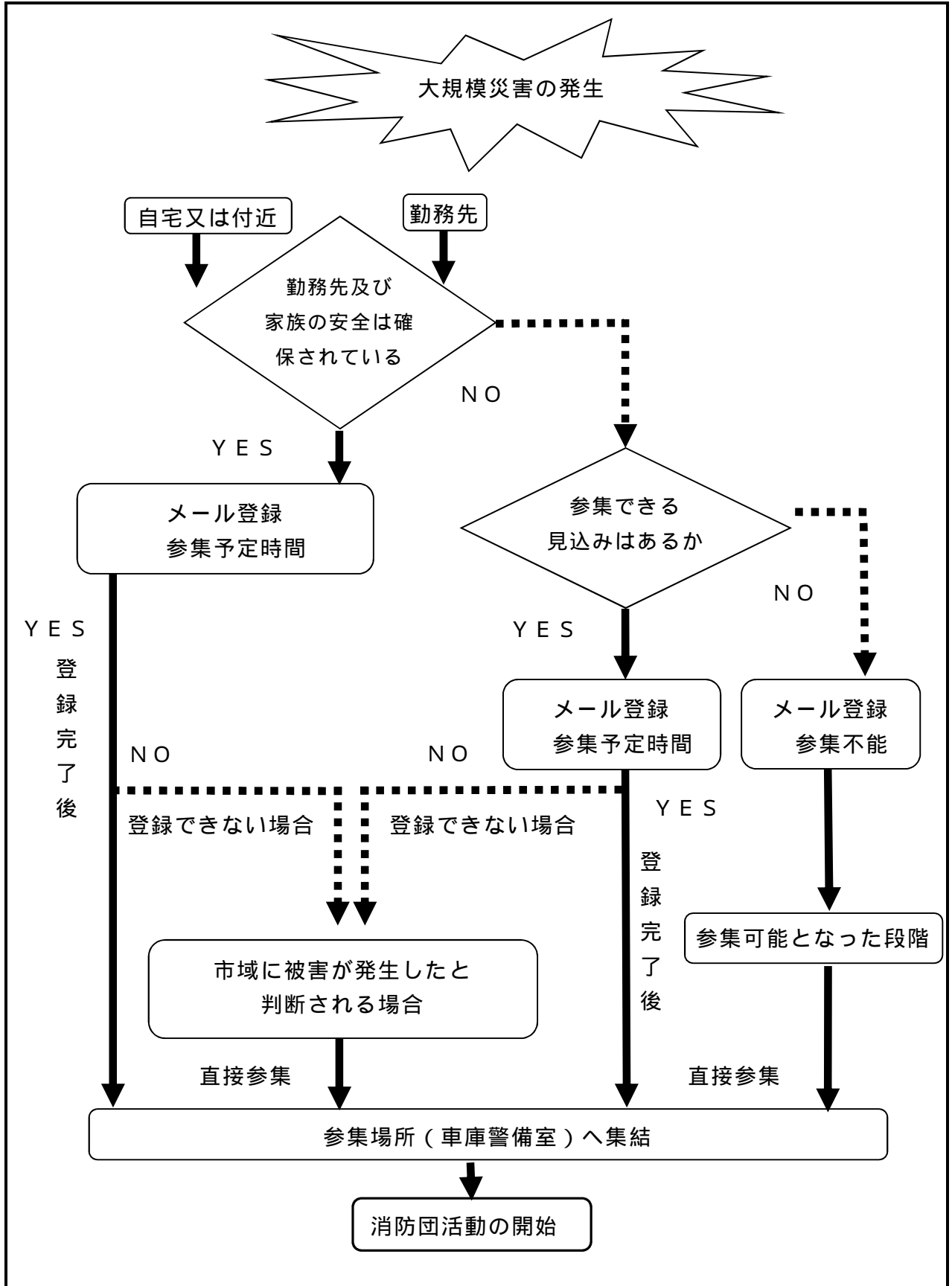
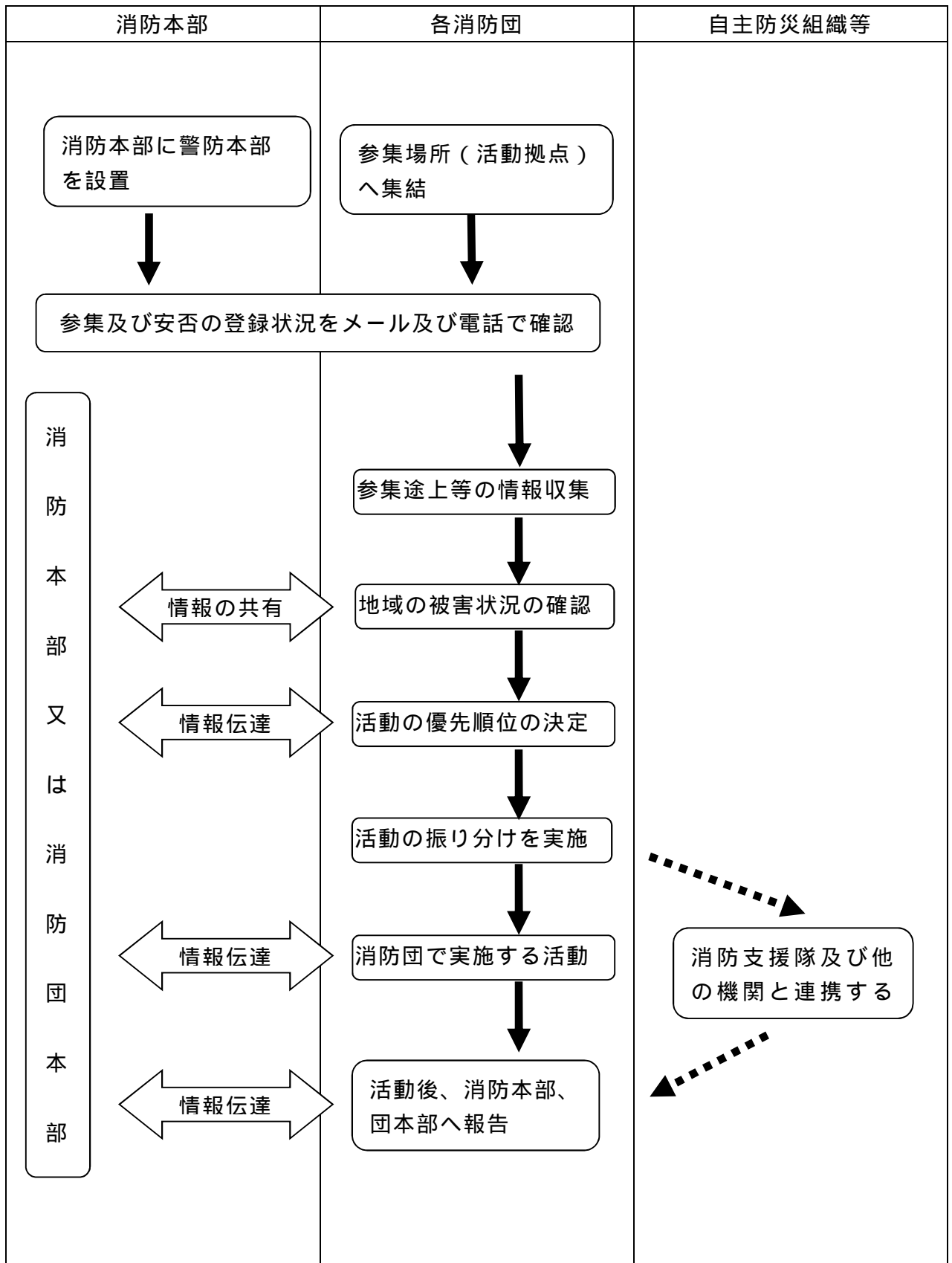


図 2

消防団初動活動フローチャート



大規模災害時に想定される岡崎市内の主な活動（例）

表1

《初動から3日間》

平野部

（「大規模災害時における消防団活動指針」から抜粋）

優先順	活動	初動	3時間	1日	3日	他組織との連携	安全に配慮した活動人員
第1優先	情報収集・発信						3名
	避難誘導・広報			×	×	×	4名（活2、安1、情1）
	消火					×	5名（活4（機関員含）、安1）
	救出・救護					×	5名（活4、安1）
第2優先	搜索	×	×			×	5名（活2、安2、コーディネ1）
	瓦礫撤去	×	×				5名（活4、安1）
	交通整理	×	×				5名（活4、安1）
	応援隊との連携	×	×				2名（調整要員） その後増員
	緊急消防援助隊 受援の補助	×	×				2名（調整要員） その後増員
第3優先	遺体搬送	×	×				5名（活5）
	避難所支援	他組織と調整し事前に定める					3名（活3）
	物資搬送	他組織と調整し事前に定める					3名（活3）

山間部

優先順	活動	初動	3時間	1日	3日	他組織との連携	安全に配慮した活動人員
第1優先	情報収集・発信					×	3名
	避難誘導・広報			×	×		4名（活2、安1、情1）
	消火					×	5名（活4（機関員含）、安1）
	救出・救護					×	5名（活4、安1）
第2優先	搜索	×	×			×	5名（活2、安2、コーディネ1）
	瓦礫撤去	×	×				5名（活4、安1）
	交通整理	×	×				5名（活4、安1）
第3優先	応援隊との連携	×	×				2名（調整要員） その後増員
	緊急消防援助隊 受援の補助	×	×				2名（調整要員） その後増員
	遺体搬送	×	×				5名（活5）
	避難所支援	他組織と調整し事前に定める					3名（活3）
	物資搬送	他組織と調整し事前に定める					3名（活3）

= 原則として行う = 必要に応じて行う × = 原則として行わない
 活 = 活動隊員 安 = 安全管理員 情 = 情報収集要員・情報発信要員
 コーディ = コーディネーター（安全管理という視点ではなく効率的という視点から活動を立案、遂行する隊員）

大規模災害時に想定される岡崎市内の主な活動

表2

(例)

《4日目以降》

(「大規模災害時における消防団活動指針」から抜粋)

活動	4日目以降	他組織との連携	安全に配慮した活動人員
情報収集・発信		×	3名
避難誘導・広報	×	×	4名(活2、安1、情1)
消火		×	5名(活4(機関員含)、安1)
救出・救護	×	×	5名(活4、安1)
搜索			5名(活2、安2、コーディネ1)
瓦礫撤去			5名(活4、安1)
交通整理			5名(活4、安1)
応援隊との連携			2名(調整要員) その後増員
緊急消防援助隊 受援の補助			2名(調整要員) その後増員
遺体搬送			5名(活5)
避難所支援	他組織と調整し事前に定める		3名(活3)
物資搬送	他組織と調整し事前に定める		3名(活3)

= 原則として行う = 必要に応じて行う × = 原則として行わない
 活 = 活動隊員 安 = 安全管理員 情 = 情報収集要員・情報発信要員
 コーディ = コーディネーター(安全管理という視点ではなく効率的という視点から活動を立案、遂行する隊員)

(「大規模災害時における消防団活動指針」から抜粋)

活動の種類	活動の内容例		安全に配慮した活動人員
	事前	発災時	
避難誘導・ 広報	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の選定、広報 事前に団員も確実に对比できるルートを決める。 避難経路を住民へ広報する。 他組織にも説明する。 要援護者に対する避難誘導 要援護者の居住地を把握する。 危険地区の居住者を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の選定、広報 団員も確実に对比できるルートを決める。 避難経路を住民へ広報を行う。 要援護者に対する避難誘導 要援護者の居住地を把握する。 危険地区の居住者を把握する。 	4名 活動隊員 2名 安全管理員 1名 情報収集要員 1名
消 火	<ul style="list-style-type: none"> 水利確保 装備の充実(水利が破壊されたことを想定) 	<ul style="list-style-type: none"> 現場到着までのルート確保 団員間同士の情報伝達で状況を把握 本部まで情報伝達 水利確保 装備の充実(水利が破壊された場合を想定) 主な活動としては 延焼防止、防火線の設定、警戒区域の設定 退路確保 継続的な情報共有 	5名 活動隊員 4名 安全管理員 1名
救 護	<ul style="list-style-type: none"> 瓦礫、土砂、水没、建物内からの救出 各地域に必要な装備の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 瓦礫、土砂、水没、建物内からの救出 二次的被害等安全を考慮した活動 救出後の搬送場所の選定 救出人数、状況等の情報把握 	5名 活動隊員 4名 安全管理員 1名
捜 索	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索 活動の効率化の検討。(例えば「済」シールの貼付等) 安否確認 住民台帳等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者の捜索 長時間の活動のため交代要員の確保 活動の効率化「済」シールの貼付 安否確認(所在不明者の確認) 住民台帳等の作成 	5名 活動隊員 2名 安全管理員 2名 コーディネーター兼 情報収集要員 1名
支 援 所	<ul style="list-style-type: none"> 毛布など物資の管理運搬 炊き出し 救護 他組織との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 毛布など物資の管理運搬 炊き出し 救護 他組織との連携 	3名 活動隊員 3名
搬 送 資	<ul style="list-style-type: none"> 県、市等からの物資を各地域に搬送 他組織との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 県、市等からの物資を各地域に搬送 他組織との連携 	3名 活動隊員 3名
交 通 整 理	<ul style="list-style-type: none"> 交差点等危険箇所の交通整理 火災対応時の迂回整理 他組織(警察等)との連携 二次災害の防止 装備の充実(反射チョッキ、誘導灯の配備) 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点等危険箇所の交通整理 火災対応時の迂回整理 他組織(警察等)との連携 二次災害の防止 装備の充実(反射チョッキ、誘導灯の配備) 	3名 活動隊員 2名 安全管理員 1名
の 犯 罪 回 り 止	<ul style="list-style-type: none"> 管轄地域の見回り 区域の整理 他組織との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 管轄地域の見回り 区域の整理 他組織との連携 	3名 活動隊員 3名
瓦 礫 撤 去	<ul style="list-style-type: none"> 建物倒壊に伴う瓦礫撤去 道路寸断等(復旧)に伴う瓦礫撤去 重機の活用 怪我の防止 装備の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 建物倒壊に伴う瓦礫撤去 道路寸断等(復旧)に伴う瓦礫撤去 重機の活用 怪我の防止 装備の充実 	5名 活動隊員 4名 安全管理員 1名
遺 体 搬 送	<ul style="list-style-type: none"> 遺体発見後、安置所までの搬送 他組織(警察、自衛隊)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体発見後、安置所までの搬送 ストレスのかかる活動のため、交代要員の確保 他組織(警察、自衛隊)との連携 	5名 活動隊員 5名 (捜索、救出活動の 延長のため)

附 則

この計画は、平成15年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成18年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成20年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成22年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成23年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成25年8月30日より運用する。

附 則

この計画は、平成26年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、平成29年4月1日より運用する。

附 則

この計画は、令和4年4月1日より運用する。

1. 南海トラフ地震に関連する情報について

南海トラフ地震に関連する情報の種類

南海トラフ地震に関連する情報は、以下の2種類に分けて発表される。

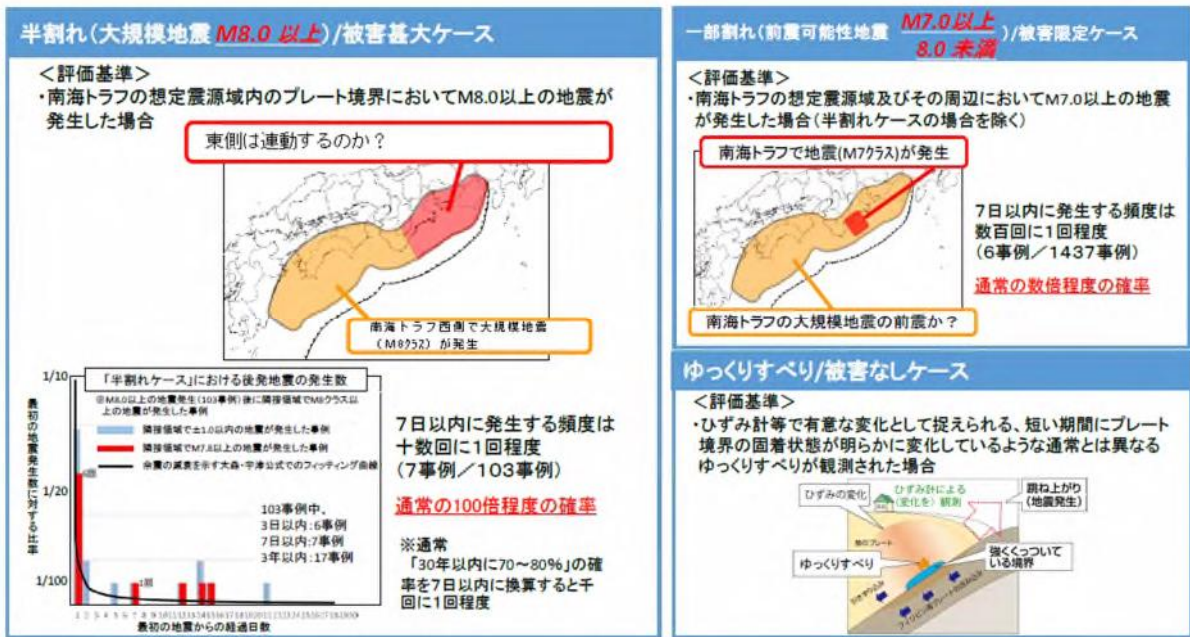
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) <p>すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報は、以下の4種類の情報に分けて発表される。

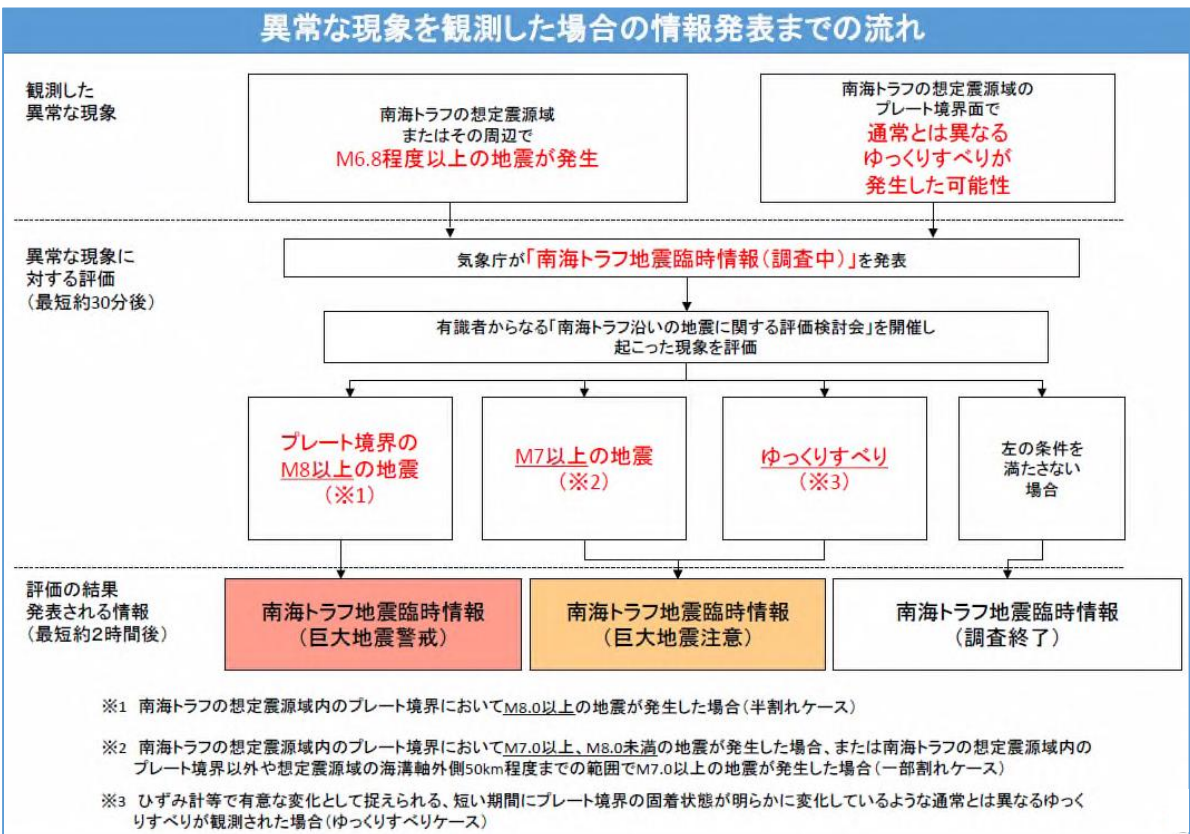
キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内で Mj6.8 以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 4 が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において Mw7.0 以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、Mw8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

情報発表の基準となる事象



情報発表と防災対応の流れ

情報発表の流れ



防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検討が必要と認めら れた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
2週間※4	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う
すべりが収まったと 評価されるまで			
大規模地震 発生まで			●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

〔出展：多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府 HP）〕

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び
警戒宣言発表時の広報文（例）

こちらは、消防団です。
月 日、時 分に、
気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」
気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」
内閣府から「警戒宣言」
が発表されました。

大規模地震の発生可能性が、平常時より高まっていると考えられます。
地震が確実に発生することではありませんが、市民の皆様におかれ
ましては、落ち着いて、次の地震発生に備えてください。

家具の固定や食材、飲料水の備蓄といった、日ごろからの地震への備
えを再確認してください。

土砂災害などの危険が高い場所には、なるべく近づかないなど、安全な防
災行動をとってください。

テレビ、ラジオ、スマートフォンなどにより、引き続き正確な情報を確認
してください。

風水害時の広報文（例）

1 警戒レベル3（高齢者等避難）

緊急、緊急。警戒レベル3、高齢者等避難開始。

緊急、緊急。警戒レベル3、高齢者等避難開始。

こちらは、消防団です。

地区に洪水に関する警戒レベル3、避難準備、高齢者等避難開始を発令しました。

お年寄りの方など避難に準備のかかる方は避難を開始してください。

それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。

特に川沿いにお住まいの方（急激に推移が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。

避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2 警戒レベル4（避難指示）

緊急、緊急。警戒レベル4、直ちに避難。

緊急、緊急。警戒レベル4、直ちに避難。

こちらは、消防団です。

地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。

川の水位が堤防を越えるおそれがあります。

地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難を完了してください。

避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

3 警戒レベル5（災害発生情報）

緊急、緊急。災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。

緊急、緊急。災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。

こちらは、消防団です。

地区に洪水に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。

地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により 道は通行できない状況です。地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

（命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）

土砂災害時の広報文（例）

1 警戒レベル3（高齢者等避難）

緊急、緊急。警戒レベル3、高齢者等避難。

緊急、緊急。警戒レベル3、高齢者等避難。

こちらは、消防団です。

地区に土砂災害に関する警戒レベル3、高齢者等避難開始を発令しました。

土砂災害の危険性が高まることが予想されます。

お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。

それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。

避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

2 警戒レベル4（避難指示）

緊急、緊急。警戒レベル4、直ちに避難。

緊急、緊急。警戒レベル4、直ちに避難。

こちらは、消防団です。

地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。

土砂災害の危険性が極めて高まっています。

地区で、未だ避難ができていない方は、緊急に避難をしてください。

避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

3 警戒レベル5（災害発生情報）

緊急、緊急。警戒レベル5、災害発生。

緊急、緊急。警戒レベル5、災害発生。

こちらは、消防団です。

地区に土砂災害に関する警戒レベル5、災害発生情報を発令しました。

地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により、道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。

（命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）

月分 災害・訓練・警戒・広報・整備出動報告書						
岡崎市消防長 様			年 月 日			
岡崎市		消防団 第		部 部長		
氏 名						
出 動 日	種 別	出 動 場 所	日	日	日	日
階 級 ・ 氏 名						
合 計			人	人	人	人
人員機械器具等の異状の有無		異状 有 無				
備考 出動者に○印を出動種別毎に記入し、速やかに提出してください。						

報 告 書

消 防 団 部

月日	活動時間	場 所	人員	活動内容
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	
月 日	: ~ :		人	

内容を満足していれば様式は問いません。